

## 就業支援担当者研修等のカリキュラム作成に関する作業部会 報告書

### 1 はじめに

- 障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）の就業支援担当者等の育成のための研修については、「障害者の一般就労を支える人材の育成のあり方に関する研究会報告書（平成 21 年 3 月）」におけるモデルカリキュラムに基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）において実施されているところである。
- 「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書（令和 3 年 6 月）」（以下「検討会報告書」という。）において、「階層研修の対象者や研修体系・内容については、基礎的研修（雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修）の内容を踏まえ、（略）研修内容の再整理が必要」であり、「各研修の具体的な中身の検討を行う際は、各分野の既存の研修を整理した上で、別途検討する場を設ける必要がある」とされた。
- センターの就業支援担当者等の育成のための研修について、本作業部会を設置し、必要な検討を行ったものである。

### 2 センターにおける支援の現状

#### （1）センターの概況

- 障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談支援を行うため、全国に 337 カ所（令和 5 年 4 月 1 日現在）設置し、就業支援担当者（主任含む）及び生活支援担当者を配置している（設置圏域の状況により各センターの体制は異なる）。

#### （2）支援の状況

- 支援対象者について、特別支援学校から就職された方への定着支援が多くなっていることから、知的障害者の割合が最も高くなっている。また、精神障害者の雇用が進んでおり、支援ニーズも高まっているため、精神障害者の割合も高くなっている。

※ R4 支援対象者数 身体 22,514 人（10.3%）、知的 100,976 人（46.2%）、精神 82,646 人（37.8%）、その他 12,246 人（5.6%）

- 支援内容をみると、障害者及び事業主のいずれにおいても、職場定着に関する相談・支援が一番多く、次いで就職に関する相談・支援が多くなっている。
- 支援対象者の就職率について、知的障害者が特に高い一方、その他障害者は約 6 割

となっており、障害種別により異なっている。

※ R4 就職率 身体 64.9%、知的 99.9%、精神 65.9%、その他 57.4%

- 就職 1 年後の職場定着率について、就労支援機関との連携がない場合は約 50% であるが、センターによる支援を行った場合は約 80% と高い結果となっている。

### 3 就業支援担当者の研修受講状況等

- 就業支援担当者の実務経験や研修受講状況等の実態を踏まえた見直しを行うため、各センターの就業支援担当者等に対してアンケートを実施したもの（令和 5 年 7 月 1 日時点、別添 1 参照）。

#### (1) 実務経験年数

- 主任就業支援担当者について、障害者支援に 10 年以上の経験のある者が 90% 以上、センターに 3 年以上在籍している者が 65% となっており、障害者支援全般について一定の経験がある者の割合が高く、センターに中長期的に配置されている。
- 就業支援担当者について、障害者支援に 10 年以上の経験のある者が 39%、5 年以上が 70%、センターへの在籍期間が 3 年未満の者が 48% となっており、障害者支援全般について一定の経験がある者の割合が高い一方で、約半数がセンターの在籍期間が 3 年未満となっている。

#### (2) 研修受講状況

- 主任就業支援担当者及び就業支援担当者の半数が、就任後 2 年目までに各研修を受講しているが、就業支援担当者における未受講の割合が 3 割となっている。
- スキル向上研修については、主任就業支援担当者及び就業支援担当者の 60% 以上が未受講となっている。
- 主任就業支援担当者の 33%、就業支援担当者の 20% がジョブコーチ養成研修を受講している。

#### (3) 保有資格等

- 主任就業支援担当者及び就業支援担当者の主な保有資格等について、社会福祉士、精神保健福祉士を保有している者や、相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修の受講歴がある者が一定数存在する。

#### (4) 雇用形態

- 主任就業支援担当者の 96% が正規雇用である一方、就業支援担当の 29% が非

正規雇用となっている。

#### 4 基礎的研修の内容及び支援の現状等を踏まえたモデルカリキュラムの見直し

##### (1) 研修体系等

- 基礎的研修修了後の研修体系について、現行の3類型（就業支援担当者研修、就業支援スキル向上研修、主任就業支援担当者研修）を維持する。
- 各研修を実施するにあたり、研修機関（現在は、J E E Dのみ）においてモデルカリキュラムに準拠した科目・内容を設定する。
- 現研修機関のJ E E Dでは、障害者雇用施策の最新の状況や受講者アンケート結果を踏まえ、実際のカリキュラムを設定・改善している。このため、障害者雇用を取り巻く状況の変化に対応した人材育成を行うため、研修機関に対して研修内容及び時間数に一定の裁量を引き続き認めることとし、その内容が研修機関により大きく異なることのないよう、厚生労働省において適切に管理する。
- 研修講師の選定にあたっては、各科目の内容に関連して、学識又は十分な実務経験を有する者を充てることとする。

##### (2) 就業支援担当者研修

###### ア 総論

- 就業支援担当者研修における基礎的研修と重複する科目・内容・研修時間の取扱いについては、
  - ・ 研修機関の裁量により、研修形態が「講義」となっている科目について、講義と演習を組み合わせることを可能とし、講義パートで基礎的研修の内容の復習を行った上で、演習パートで事例紹介、事例検討、意見交換、講師との問答、ロールプレイ等の手法を活用するなど、より実践的な内容とする。
  - ・ 研修機関の裁量により、重複する科目・内容を就業支援担当者の役割に応じた内容に調整可能とし、他の科目の充実や独自の内容を設定可能とする。

###### イ モデルカリキュラムの追加・変更点

- 本作業部会での議論、基礎的研修との関係及び障害者雇用を取り巻く環境の変化を踏まえ、モデルカリキュラムを次のとおり見直す（別添2-1参照）。

- ① 科目1「障害者雇用の現状及び障害者雇用施策の概要と支援センターの役割」に、障害者雇用促進法の理念及び最新の施策動向を追加
  - ・ 「最新の施策動向」には、中高年齢障害者への支援等の障害者雇用の状況の変化を踏まえたその時々の内容を含める（科目6も同様）。
- ② 科目2「障害特性と職業的課題」に、難病、合理的配慮に関する事例を追加
- ③ 科目3「就業支援におけるケースマネジメント」に、就労継続のための職場定着支援を追加
- ④ 科目4「労働関係法規の基礎知識」の内容を、労働契約上の留意点（労働基準法、労働契約法、最低賃金法等）に変更
- ⑤ 科目5「関係機関との連携と地域ネットワークの活用」に、地域アセスメント（地域資源の網羅的な把握（障害特性に応じた支援機関、主要機関等）、地域における支援ニーズの把握、地域における役割の理解）、障害福祉サービスや特別支援教育との関係、関係機関との連携による支援事例を追加
  - ・ 地域ネットワークの構築と連携による支援事例について、センターに期待されている地域の実情に応じた基幹型の機能（地域の支援機関に対するスーパーバイズ、困難事例への対応）やハブ機能（地域における関係機関の連携の拠点）に関する内容を含める。
- ⑥ 科目6「企業における雇用管理の実際」に、障害者の能力開発・キャリア形成、企業における雇用管理事例紹介（支援者が関係する事例、最新の施策動向に応じた事例）を追加
- ⑦ 科目7「事業主支援の基礎理解」に、職域開拓と職務の再構成、ナチュラルサポートの形成等を追加
- ⑧ 基礎的研修カリキュラムイメージと就業支援担当者研修のモデルカリキュラムにおいて重複している内容について、就業支援担当者研修では基礎的研修と同様の内容を再度実施するのではなく、就業支援担当者の役割に応じた内容に調整する必要がある。

例えば、就労支援のプロセスについては、基礎的研修でプロセス全体の理解を、就業支援担当者研修ではプロセス全体の中で就業支援担当者が果たす役割に焦点をあてて研修を行う。また、雇用率制度の概要については、両研修で内容が変わる

ことはないため、就業支援担当者研修では参考資料等を交付した上で、ポイントの解説にとどめ、関連する科目の中で簡単に触れるという取扱いが考えられる。

このように就業支援担当者研修では、基礎的研修の内容を踏まえ、その役割に応じた内容を設定する。

### (3) 就業支援スキル向上研修及び主任就業支援担当者研修

#### ア 就業支援スキル向上研修

- 軽微な文言修正のみ行い、現行のカリキュラムの内容から変更は行わない。

#### イ 主任就業支援担当者研修

- 本作業部会での議論を踏まえ、モデルカリキュラムを一部見直す（別添 2 - 2 参照）。
  - ① 科目 1「主任就業支援担当者の役割」に、職員の人材育成を追加
    - ・ センターにおける職員の人材育成に関する取組事例を提示し、受講者間で意見交換を行う。
  - ② 科目 4「ケースから学ぶ障害者就業・生活支援センターの支援の実際」に、支援事例の言語化、支援手法の共有等（支援事例を客観的・論理的に説明し、支援とその効果の因果関係を分析、支援手法・ノウハウとして共有できるよう言語化する）を追加

### 5 就業支援担当者研修等の受講促進に向けた対応

- 基礎的研修からの切れ目のない受講確保、未受講者の解消に向けた受講促進のため、必要な対応を行う。
  - ・ 厚生労働省は、センター事業の受託法人に対し、就業支援担当者等の人材育成による支援の充実のため、研修受講の重要性を伝えるとともに、積極的・計画的な研修の受講勧奨を行う（監査等の機会を捉え、受講状況の確認も実施）。
  - ・ 厚生労働省は、センター事業の受託法人に対し、研修実施・申し込みに係る年間スケジュールの定期的な周知を行う。
  - ・ 厚生労働省は、就業支援担当者の計画的な研修受講のため、センター事業の受託法人に対して必要な予算を配付する。

- ・ 厚生労働省は、センター事業の受託法人に対し、就業支援担当者等が保持資格や研修修了情報を支援対象者（企業・障害者等）に表示することを推奨する。
  - ・ 研修機関は、受講者のニーズに対応するため、対面・オンラインによる開催方法を用意する。オンラインによる開催の場合、厚生労働省及び研修機関は、センター事業の受託法人に対し、就業支援担当者等が適切な受講態度で研修に望むことや集中して受講できる環境の整備を行うよう指示する（厚生労働省からセンター事業の受託法人に対し、オンライン受講中の途中退席や通信遮断等により、適切な受講が認められない場合には、研修修了を認めないことを別途通知することにより注意喚起する）。
- 職場適応援助者の地域偏在の解消及び地域における就労支援体制の強化の観点から、厚生労働省は、センター事業の受託法人に対し、就業支援担当者等による職場適応援助者養成研修の受講を勧奨する（その場合、就業支援担当者等が職場適応援助者養成研修修了者であることを支援対象者に表示することもあわせて推奨する）。
- また、基礎的研修から始まる研修体系が、センター職員を「障害者就労支援に専門性を有する人材」として育成するためのキャリアプランであるとして、センター事業の受託法人やセンター職員に対して認識させることが重要である。

## 6 就業支援担当者研修等の運営方法

### (1) 実施主体

- 就業支援担当者研修等については、引き続き J E E D において実施することとし、民間機関（職場適応援助者養成研修実施機関等）による研修実施については、要望があれば、別途検討する。

### (2) 実施方法

- 研修の実施方法について、受講者ニーズへの対応（受講機会の確保等）及び受講効果の質の担保の観点から、研修機関と厚生労働省が協議の上、対面・オンラインのいずれか又は双方の方式を採用する。

## 7 今後の見直しについて

- 研修の実施にあたっては、研修機関に対して研修内容及び時間数に一定の裁量を引き続き認めること、最新の施策動向に関する科目・内容があることから、研修機関にお

いて、障害者雇用を取り巻く状況の変化や受講者ニーズを捉えて、モデルカリキュラムの範囲内で研修内容に係る必要な見直しを柔軟に行うこととする。

- このほか、今後予定されている新たな専門人材の研修体系の構築による人材の育成状況、障害者雇用に関する制度改正を踏まえ、センターの人材育成を含め、モデルカリキュラムや研修運営について、必要な見直しを行う。

# 就業支援担当者等へのアンケート結果

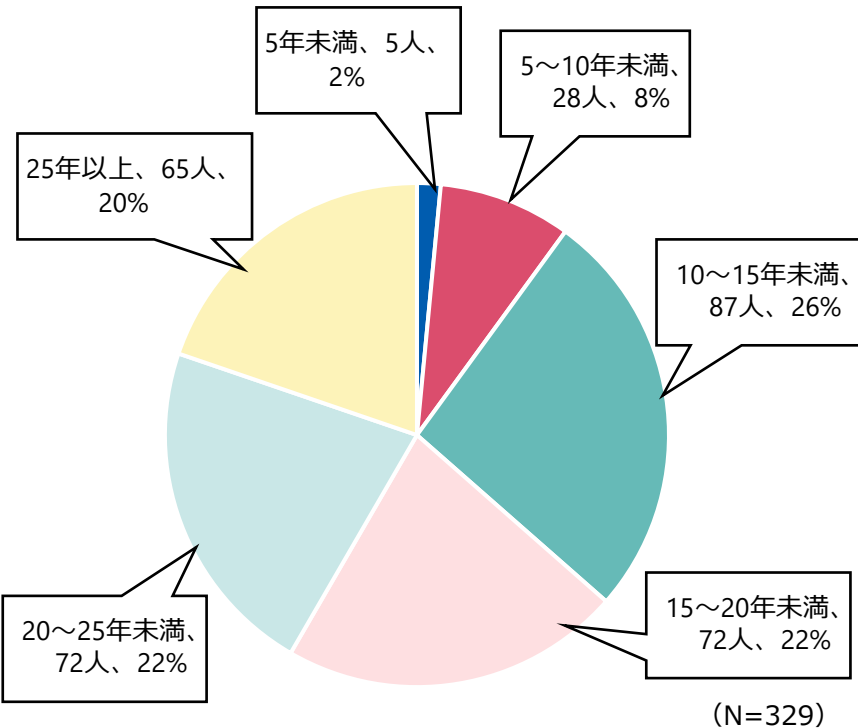
## 1 主任就業支援担当者の経験年数

- 主任就業支援担当者は、障害者支援全般について一定の経験がある者の割合が高く、センターに中長期的に配置されている。

### 障害者支援（※）に関わった期間

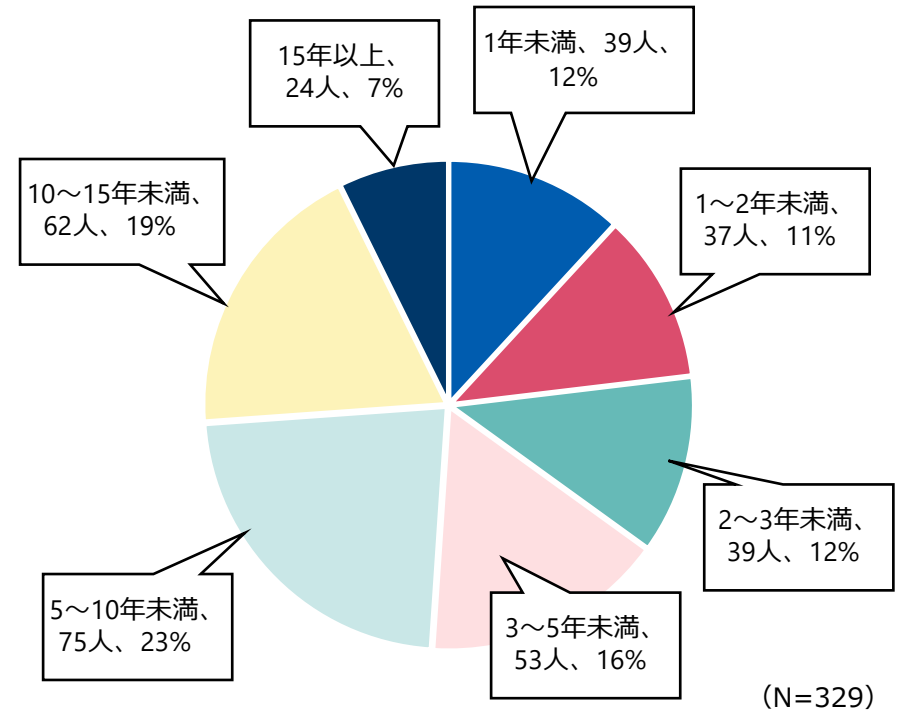
（※）障害福祉サービス全般に携わった期間を含む

主任就業支援担当者の障害者支援（福祉サービス全般）に関わった期間をみると、10年以上の支援経験のある者が90%となっている。



### センター在籍年数（直近で配属後）

主任就業支援担当者のセンター在籍期間をみると、3年以上在籍している者が65%となっている。





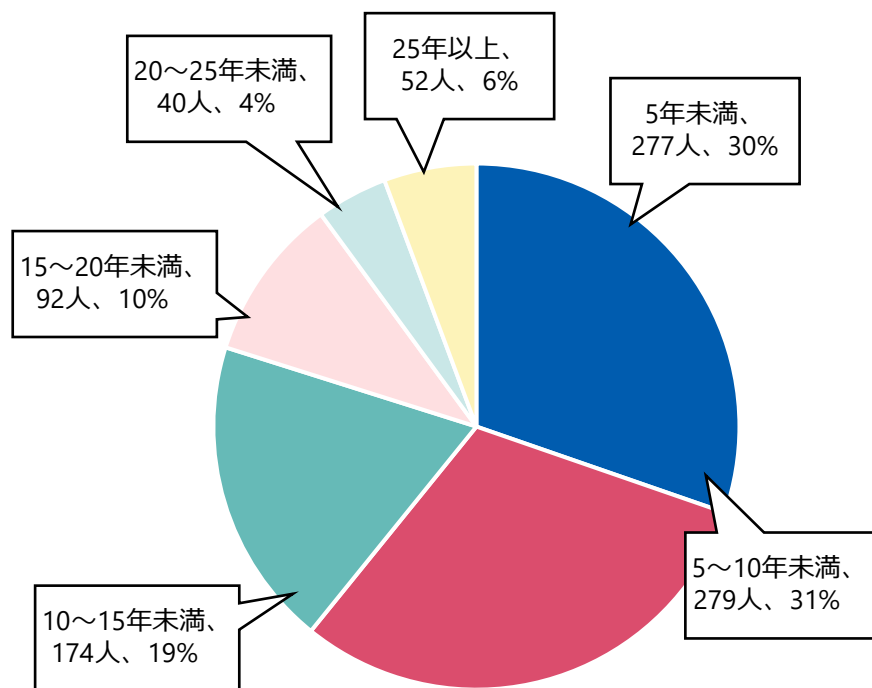
## 2 就業支援担当者の経験年数

- 就業支援担当者についても、障害者支援については一定の経験がある者の割合が高い一方で、センター在籍年数を見ると、約半数が3年未満であった。

### 障害者支援（※）に関わった期間

（※）障害福祉サービス全般に携わった期間を含む

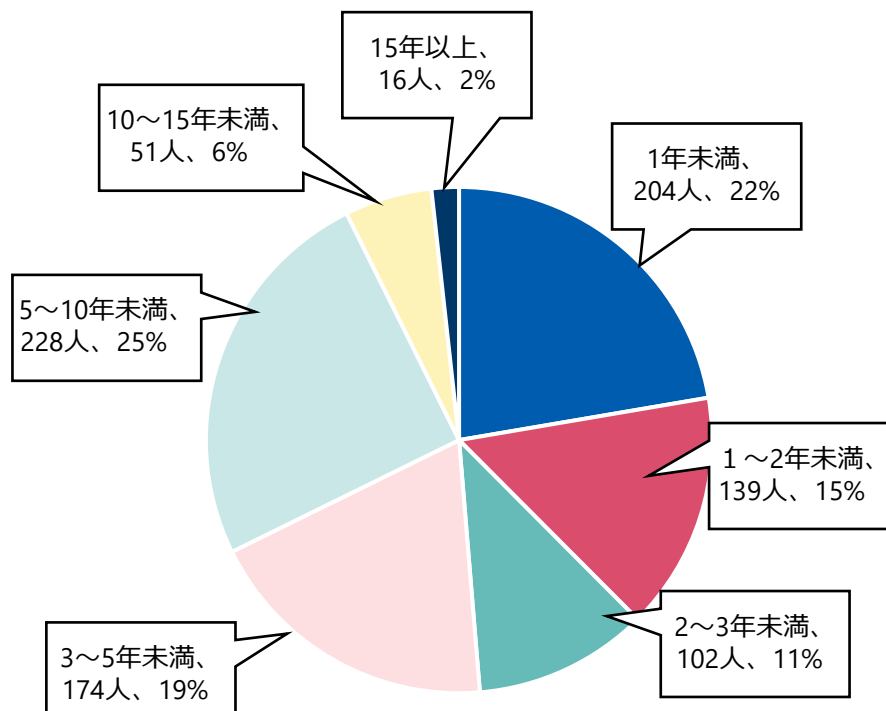
就業支援担当者の障害者支援に関わった期間をみると、10年以上の支援経験のある者は39%となっている。



(N=914)

### センター在籍年数（直近で配属後）

就業支援担当者のセンター在籍年数をみると、3年未満の者が約半数の48%となっている。



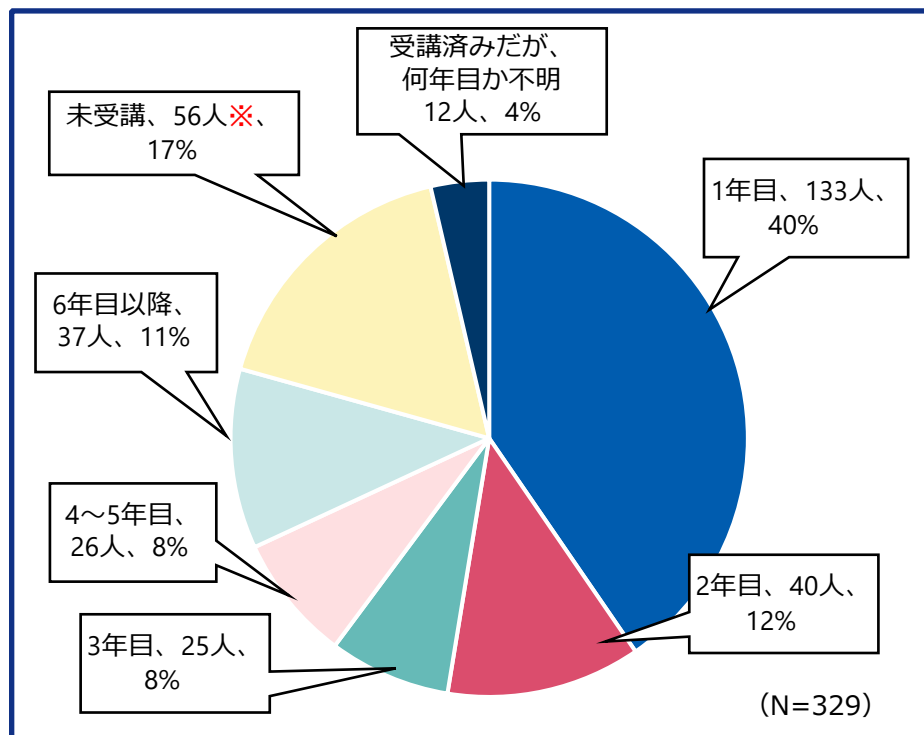
(N=914)

### 3 就業支援担当者研修等の受講時期

- 就業支援担当者等の半数が、就任後2年目までに研修を受講しているが、就業支援担当者における未受講の割合が3割となっている。

主任就業支援担当者研修

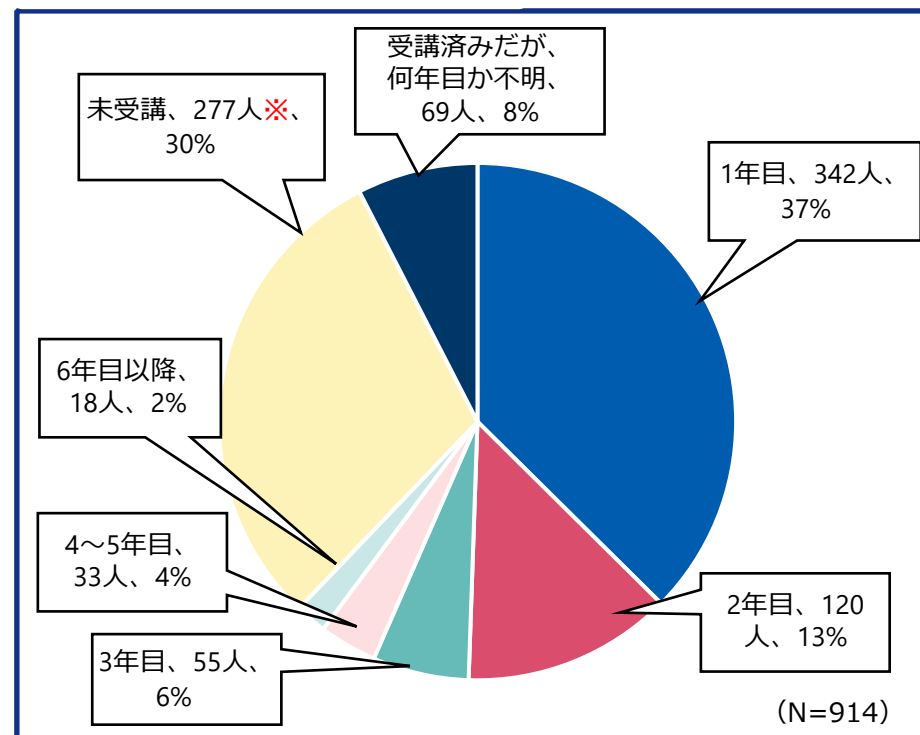
(※) 主任就業支援担当者に就任後、何年目か



(※) 未受講者56名のうち、19名が日程、8名が開催地を理由に未受講であった。その他の理由として、就任して間もないことを理由に業務を優先して受講しなかったケースや、コロナウイルスの感染防止のため、受講を控えたケースが見られた。なお、未受講者のうち、40名が就任後3年未満の者であった。

就業支援担当者研修

(※) センター配属後、何年目か

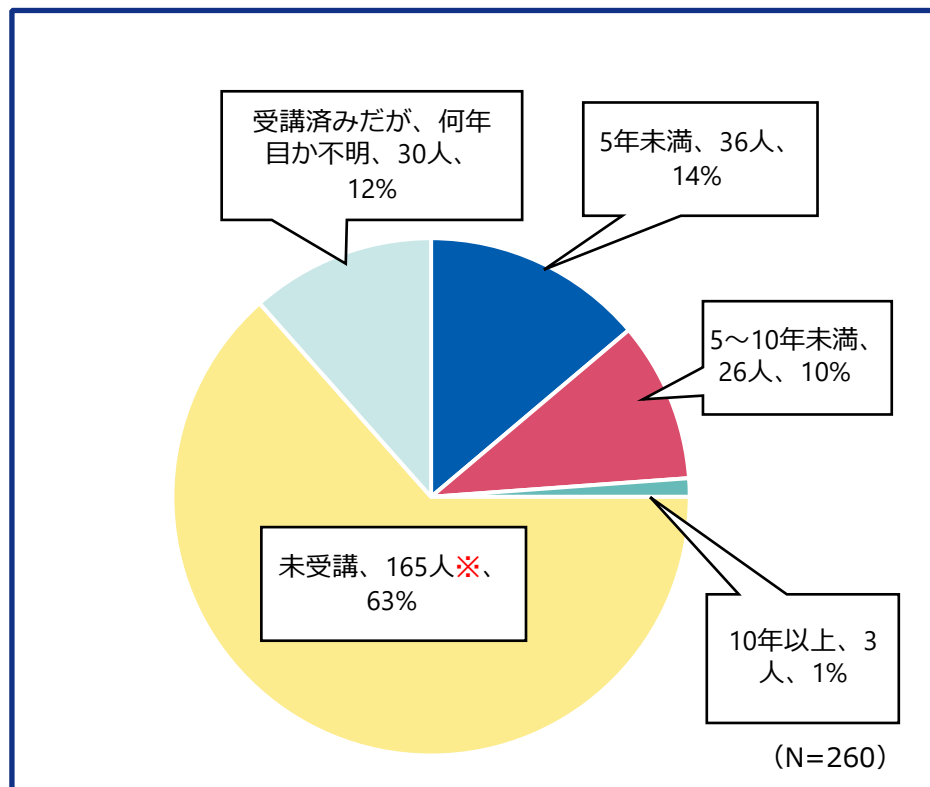


(※) 未受講者277名のうち、63名が日程、15名が開催地を理由に未受講であった。その他の理由として、就任して間もないことを理由に業務を優先して受講しなかったケースや、コロナウイルスの感染防止のため、受講を控えたケースが見られた。なお、未受講者のうち197名が就任後3年未満の者であった。

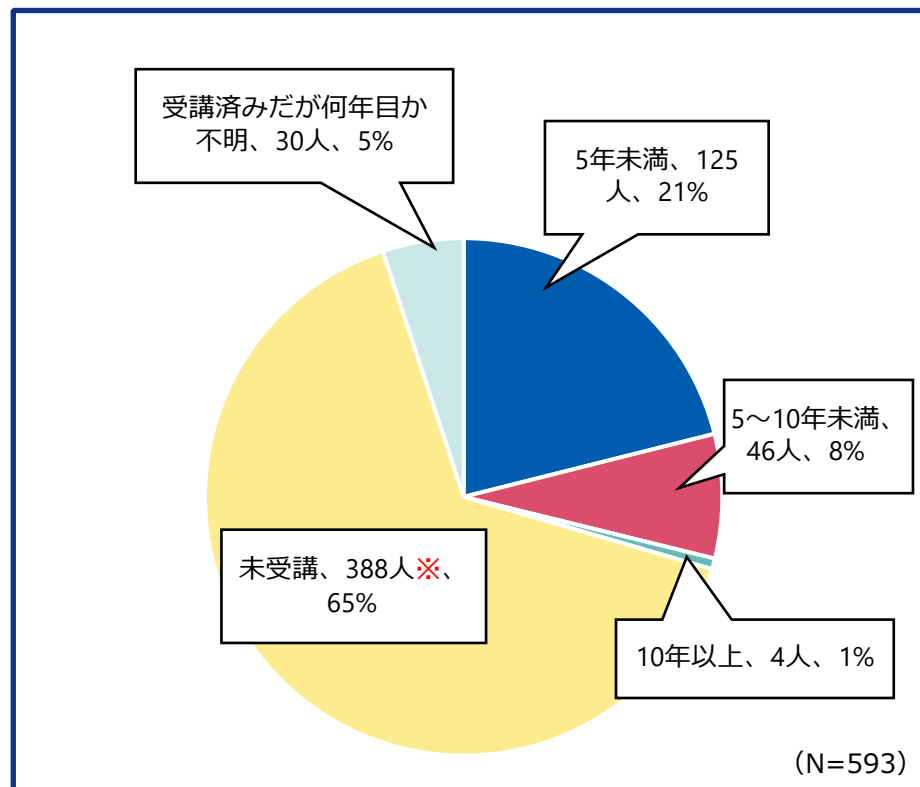
## 4 スキル向上研修の受講時期

○ 主任就業支援担当者の63%、就業支援担当者の65%が就業支援スキル向上研修を未受講である。

### 主任就業支援担当者



### 就業支援担当者



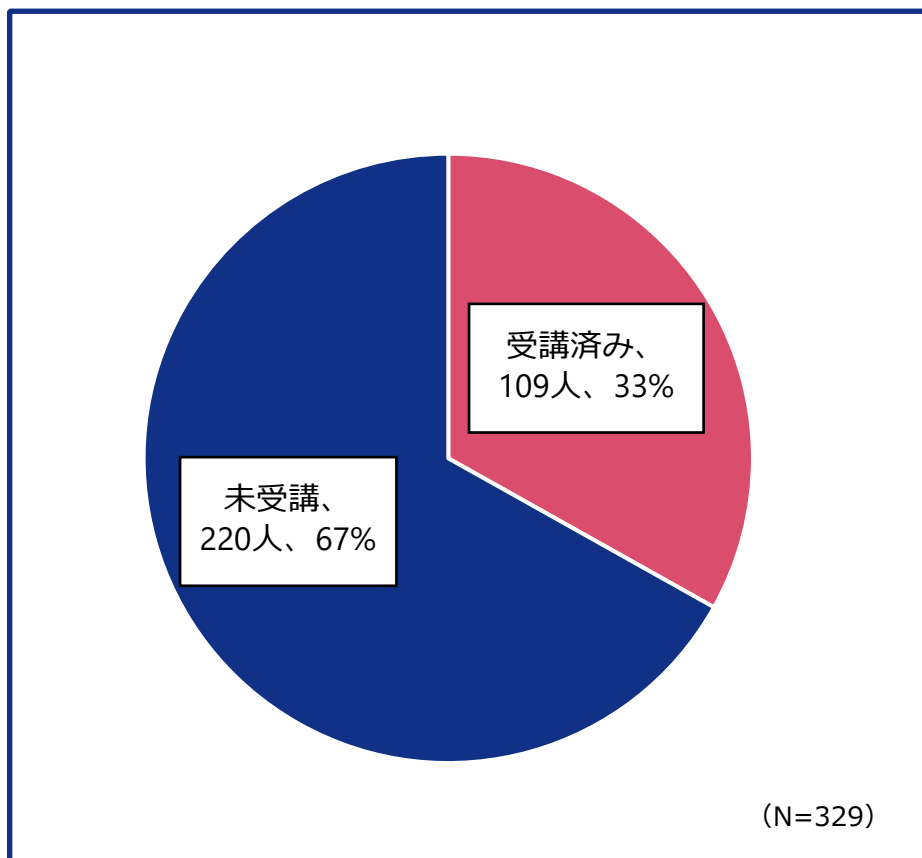
(※) 未受講者165名のうち、70名が日程、15名が開催地を理由に未受講であった（なお、就業支援担当者であった当時に受講要件を満たしていないことから未受講の者69名は全体数から除外している）。

(※) 未受講者388名のうち、134名が日程、56名が開催地を理由に未受講であった（なお、就業支援担当者としての在籍年数が足りず、受講要件を満たしていないことから未受講の者321名は全体数から除外している）。

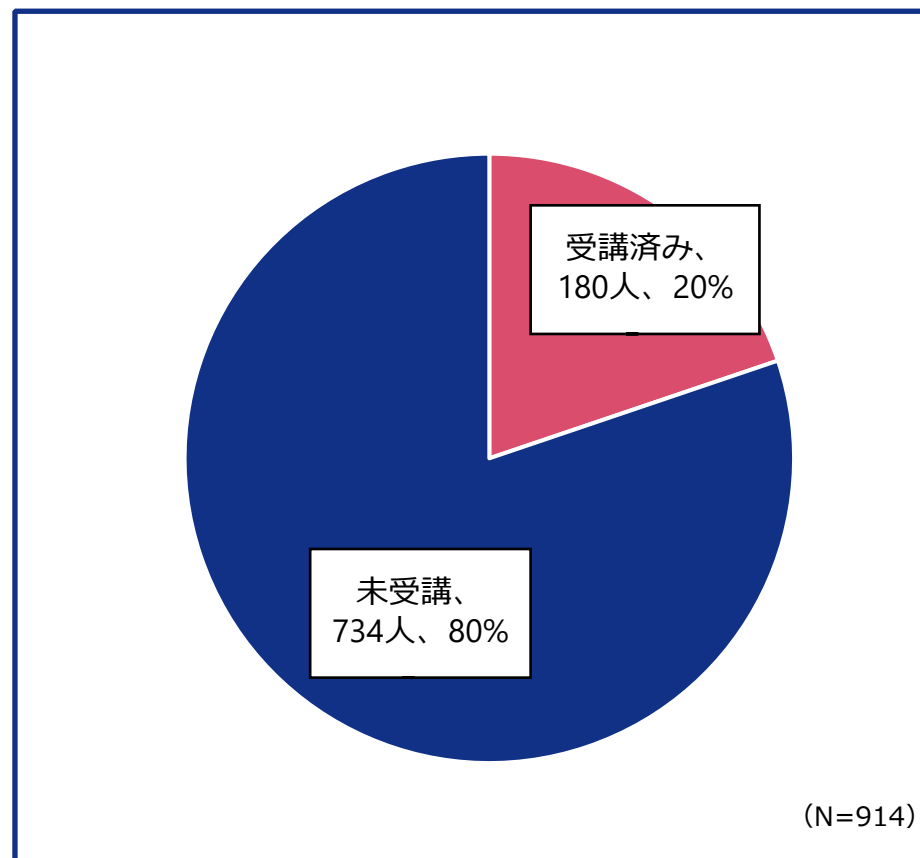
## 5 ジョブコーチ養成研修の受講状況

- 主任就業支援担当者の33%、就業支援担当者の20%がJC養成研修を受講済みであった。

主任就業支援担当者



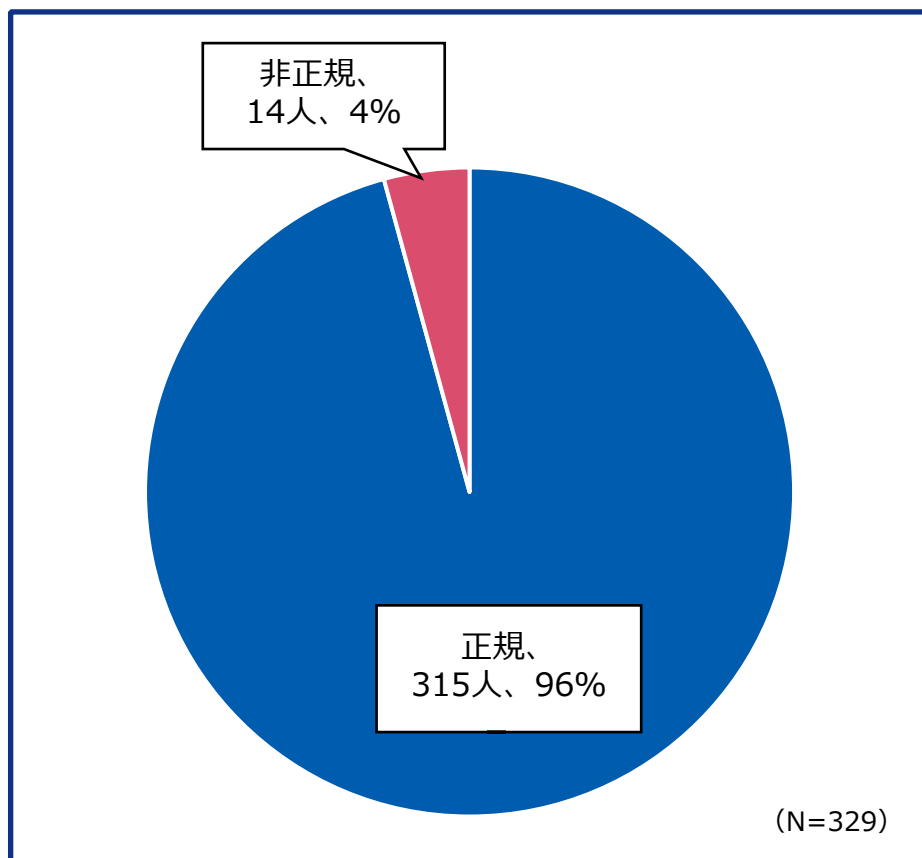
就業支援担当者



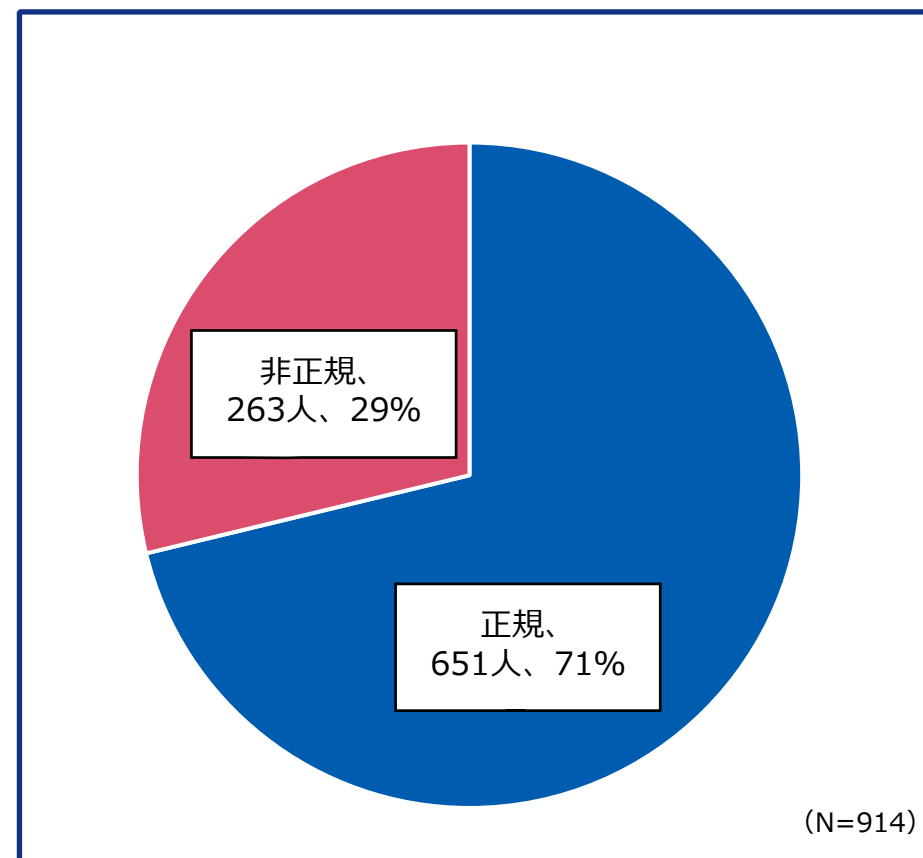
## 6 就業支援担当者等の雇用形態

- 各担当者の雇用形態については、主任就業支援担当者では96%が正規雇用である一方、就業支援担当者では、29%が非正規雇用となっている。

主任就業支援担当者



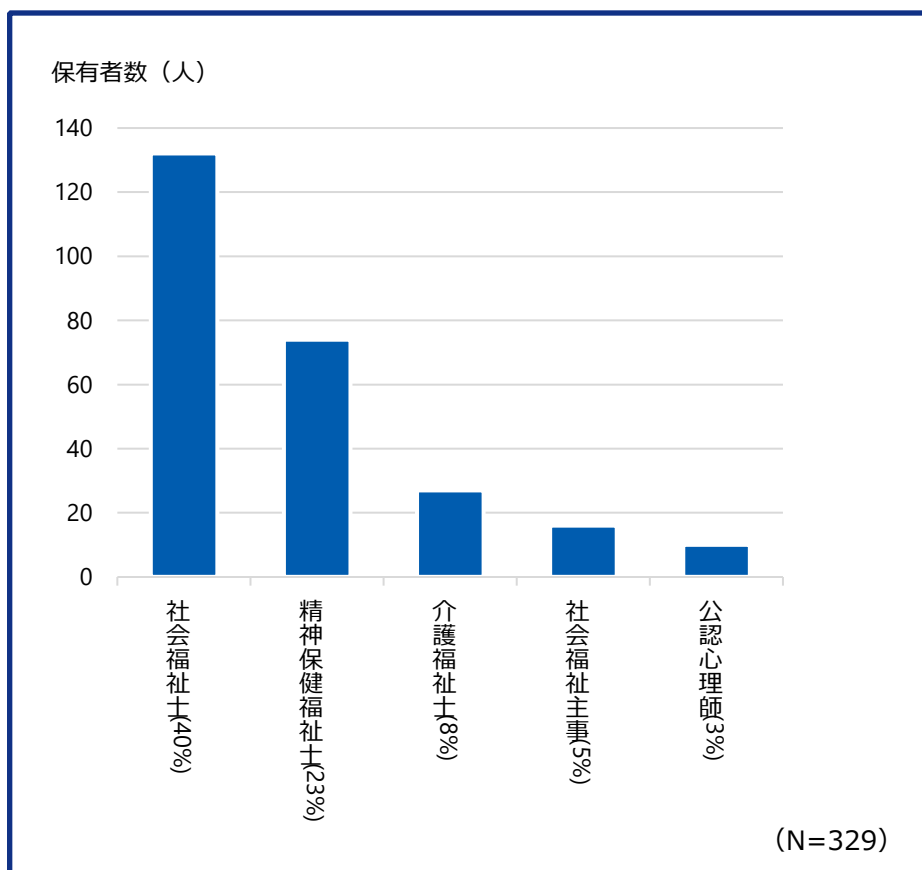
就業支援担当者



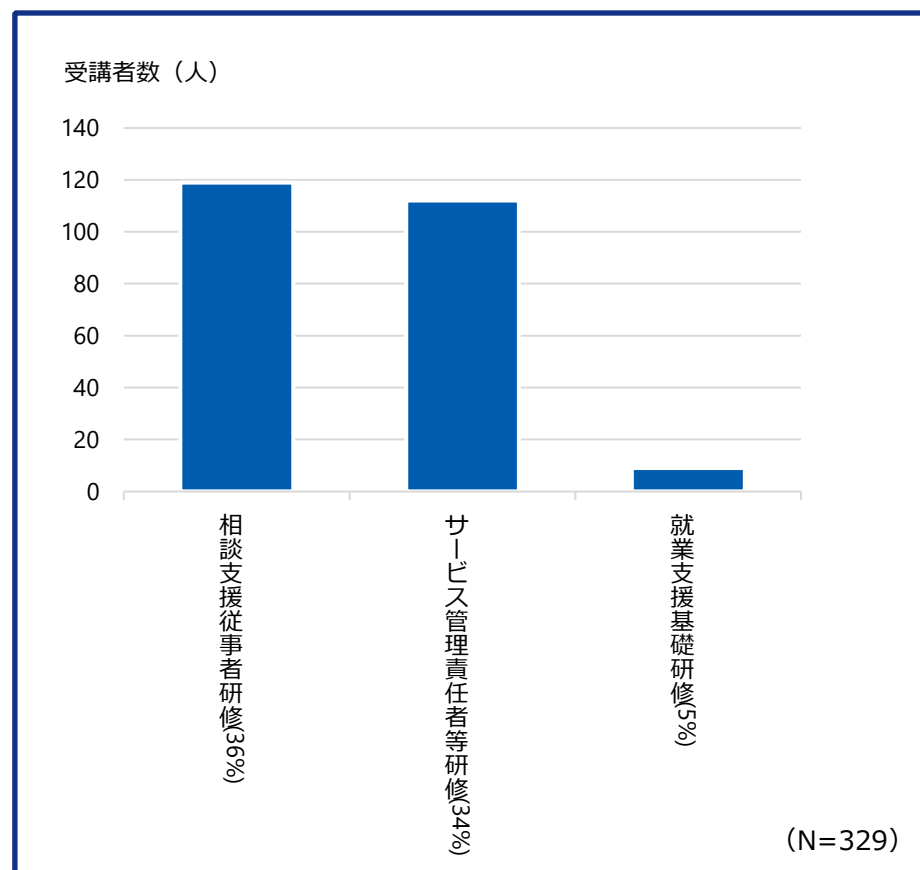
## 7 主任就業支援担当者の保有資格等

- 主任就業支援担当者の40%が社会福祉士の資格を、23%が精神保健福祉士の資格を有している。また、36%が相談支援従事者研修を、34%がサービス管理責任者等研修を受講している。

### 主な保有資格



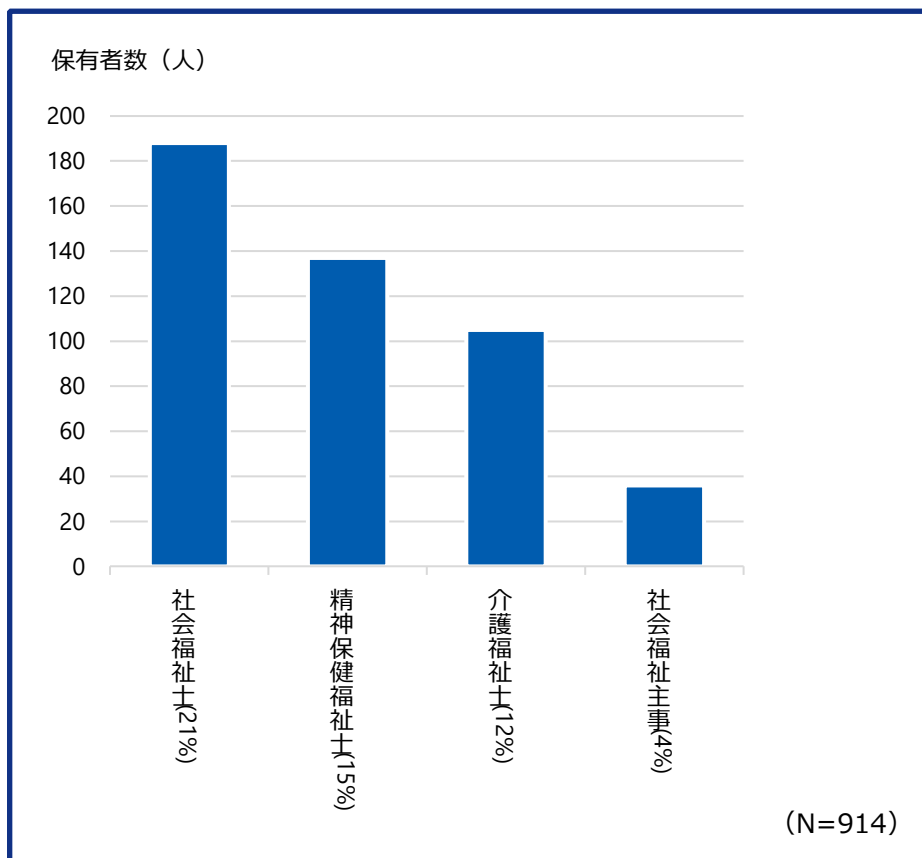
### 受講した主な研修



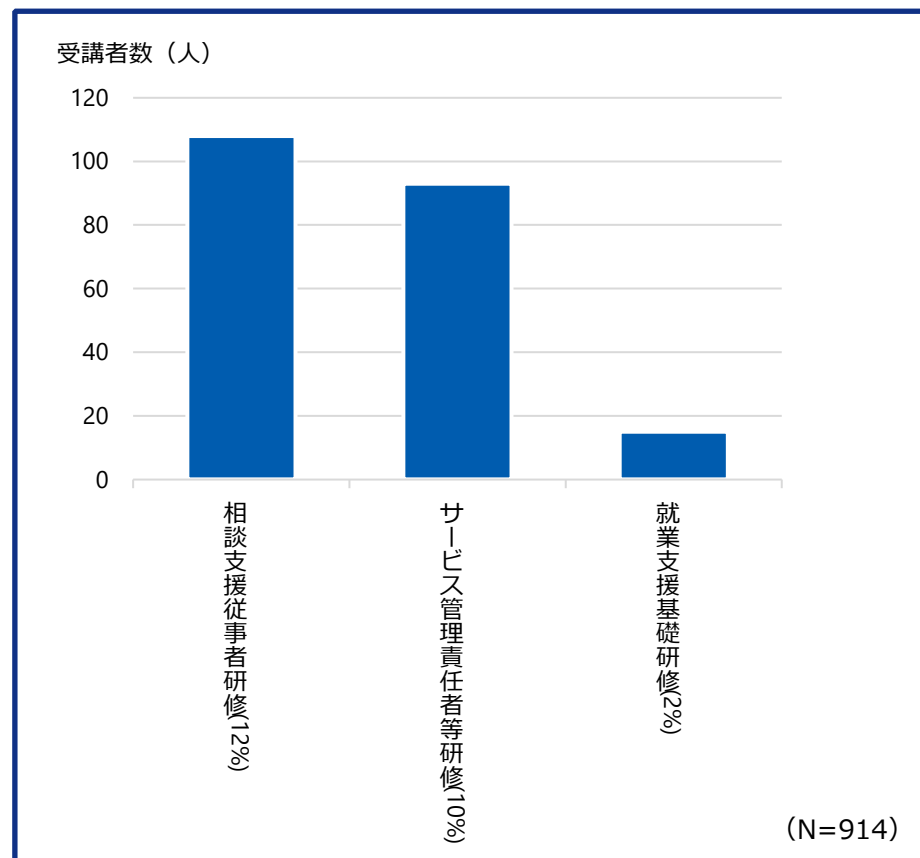
## 8 就業支援担当者の保有資格等

- 就業支援担当者の21%が社会福祉士の資格を、15%が精神保健福祉士の資格を有している。受講済みの研修については、どの研修も主任就業支援担当者に比べて受講率は低い結果となった。

### 主な保有資格



### 受講した主な研修



# 就業支援担当者研修のモデルカリキュラム

## 【現行】

	科目	内容	形態	分
1	障害者雇用の現状及び障害者雇用施策の概要と支援センターの役割	①障害者雇用の現状と障害者雇用施策の概要 ②障害者就業・生活支援センターの位置づけ、機能、役割等	講義	120

2	障害特性と職業的課題	①知的障害・発達障害の障害特性と職業的課題	講義	60
		②障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		120
		③精神障害の障害特性と職業的課題		60
		④障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		120
		⑤身体障害・高次脳機能障害の障害特性と職業的課題		60
		⑥障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		120

3	就業支援におけるケアマネジメント	①ケアマネジメントの理念	講義	120 ～ 180
		②就労支援のプロセスと就業支援担当者の役割		
		③職業準備性の考え方		
		④アセスメント方法		
		⑤障害者就業・生活支援センターにおけるケアマネジメントの実際		

4	労働関係法規の基礎知識	①労働基準法、最低賃金法等の基礎知識	講義	60 ～ 120
---	-------------	--------------------	----	----------------

## 【追加・変更】

1	障害者雇用の現状及び障害者雇用施策の概要と支援センターの役割	①障害者雇用促進法の理念	講義	120
		②障害者雇用の現状と障害者雇用施策の概要、最新の施策動向		
		③障害者就業・生活支援センターの位置づけ、機能、役割等		

2	障害特性と職業的課題	①知的障害・発達障害の障害特性と職業的課題、合理的配慮に関する事例	講義	60
		②障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		120
		③精神障害の障害特性と職業的課題、合理的配慮に関する事例		60
		④障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		120
		⑤身体障害・高次脳機能障害・難病の障害特性と職業的課題、合理的配慮に関する事例		60
		⑥障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		120

3	就業支援におけるケースマネジメント	①ケースマネジメントの理念	講義	120 ～ 180
		②就労支援のプロセスと就業支援担当者の役割		
		③職業準備性の考え方		
		④アセスメント方法		
		⑤就労継続のための職場定着支援		
		⑥障害者就業・生活支援センターにおけるケースマネジメントの実際		

4	労働関係法規の基礎知識	①労働契約上の留意点(労働基準法、労働契約法、最低賃金法等)	講義	60 ～ 120
---	-------------	--------------------------------	----	----------------

※1 赤字は、新規に追加する科目・内容。

※2 下線部は、基礎的研修と重複する内容を含んでおり、就業支援担当者の役割に応じた内容に調整する。



# 就業支援担当者研修のモデルカリキュラム

## 【現行】

	科目	内容	形態	分
5	関係機関との連携と地域ネットワークの活用	①関係機関の役割・機能	講義 G 討議	120
		②地域ネットワークの構築と連携による支援		180
6	企業における雇用管理の実際	①企業経営の基礎や企業の視点	講義 見学	120
		②企業における障害者雇用の考え方と雇用管理 企業の支援ニーズと支援者に求めること		
		③障害者雇用の現場見学		
7	事業主支援の基礎理解	①事業主支援の実施方法、実施上の留意事項等	講義	60
		②企業担当者とのコミュニケーションの取り方		120
8	ケースから学ぶ就労支援プロセスの実際	①就労支援の一連のプロセスを含むモデル事例のケーススタディ (支援の流れと各支援内容、制度の活用の仕方、障害者就業・生活支援センターの関わり方、関係機関の連携の仕方等を学ぶ)	事例 検討	120 ～ 180

## 【追加・変更】

	科目	内容	形態	分
5	関係機関との連携と地域ネットワークの活用	①地域アセスメント（地域資源の網羅的な把握（障害特性に応じた支援機関、主要機関等）、地域における支援ニーズの把握、地域における役割の理解）	講義 G 討議	120 ～ 180
		②地域ネットワークの構築と連携による支援（事例紹介）		
		③障害福祉サービスや特別支援教育との関係		
6	企業における雇用管理の実際	①企業経営の基礎や企業の視点	講義	120
		②企業における障害者雇用の考え方と雇用管理 企業の支援ニーズと支援者に求めること		
		③障害者の能力開発・キャリア形成		
		④企業における雇用管理事例紹介（支援者が関係する事例、最新の施策動向に応じた事例）		
7	事業主支援の基礎理解	①事業主支援の実施方法（職域開拓と職務の再構成、ナチュラルサポートの形成等）、実施上の留意事項等	講義	60 ～ 120
		②企業担当者とのコミュニケーションの取り方		
8	ケースから学ぶ就労支援プロセスの実際	①就労支援の一連のプロセスを含むモデル事例のケーススタディ (支援の流れと各支援内容、制度の活用の仕方、障害者就業・生活支援センターの関わり方、関係機関の連携の仕方等を学ぶ)	事例 検討	120 ～ 180

※ 1 赤字は、新規に追加する科目・内容。

※ 2 下線部は、基礎的研修と重複する内容を含んでおり、就業支援担当者の役割に応じた内容に調整する。

# 就業支援スキル向上研修・主任就業支援担当者研修 のモデルカリキュラム

別添2-2

## 【現行】

## 【追加・変更】

### 〔スキル向上研修〕

科目	内容	形態	時間
1 職業カウンセリングの理論と実践	職業カウンセリングの理論と技法について習得する。	講義 演習	2~3
2 アセスメント技法の理論と実践	ケアマネジメントにおけるアセスメントの理論と技法について習得する。	講義 演習	8
3 職場における支援技法	ジョブコーチによる支援技法や事業主に関する支援技法を理解する。	講義 事例 検討	2
4 プレゼンテーション技術	企業担当者等との面接場面においてわかりやすく効果的に説明するプレゼンテーション技術について講義と演習により習得する。	講義 演習	2
5 ケースから学ぶ障害者就業・生活支援センターの支援の実際	受講者の支援事例によるケーススタディを行い、支援の振り返りと課題の共有を行う。	事例 検討	6~7
6 支援の現状と課題	受講者のバズセッションにより支援の現状を振り返り、受講者各自が今後の課題改善について考える。	G 討議 レポート	2

科目	内容	形態	時間
1 職業カウンセリングの理論と実践	職業カウンセリングの理論と技法について習得する。	講義 演習	2~3
2 アセスメント技法の理論と実践	ケースマネジメントにおけるアセスメントの理論と技法について習得する。	講義 演習	8
3 職場における支援技法	ジョブコーチによる支援技法や事業主に関する支援技法を理解する。	講義 事例 検討	2
4 プレゼンテーション技術	企業担当者等との面接場面においてわかりやすく効果的に説明するプレゼンテーション技術について講義と演習により習得する。	講義 演習	2
5 ケースから学ぶ障害者就業・生活支援センターの支援の実際	受講者の支援事例によるケーススタディを行い、支援の振り返りと課題の共有を行う。	事例 検討	6~7
6 支援の現状と課題	受講者のバズセッションにより支援の現状を振り返り、受講者各自が今後の課題改善について考える。	G 討議 レポート	2

### 〔主任就業支援担当者研修〕

科目	内容	形態	時間
1 主任就業支援担当者の役割	主任就業支援担当者としての役割、マネジメント方法、地域ネットワークの構築等について理解する。	講義 意見 交換	3~4
2 事業主へのコンサルテーション	企業の支援ニーズ等について理解するとともに、障害者雇用に向けた事業主へのコンサルテーションを理解する。	講義 演習	1~2
3 スーパービジョン	スーパービジョンの目的・方法等を理解し、スーパーバイザーの心得、スーパービジョンの技法等について習得する。	講義 演習	3~4
4 ケースから学ぶ障害者就業・生活支援センターの支援の実際	受講者の支援事例によるケーススタディを行い、スーパービジョンを受ける。	事例 検討	3~4

科目	内容	形態	時間
1 主任就業支援担当者の役割	主任就業支援担当者としての役割、マネジメント方法、 <b>職員の人材育成</b> 、地域ネットワークの構築等について理解する。	講義 意見 交換	3~4
2 事業主へのコンサルテーション	企業の支援ニーズ等について理解するとともに、障害者雇用に向けた事業主へのコンサルテーションを理解する。	講義 演習	1~2
3 スーパービジョン	スーパービジョンの目的・方法等を理解し、スーパーバイザーの心得、スーパービジョンの技法等について習得する。	講義 演習	3~4
4 ケースから学ぶ障害者就業・生活支援センターの支援の実際	受講者の支援事例によるケーススタディを行い、スーパービジョン、 <b>支援事例の言語化、支援手法の共有等（支援事例を客観的・論理的に説明し、支援とその効果の因果関係を分析、支援手法・ノウハウとして共有できるよう言語化する）</b> を行う。	事例 検討	3~4

※ 赤字は、新規に追加する科目・内容。